

別冊

岡山県外国人材等支援推進計画 (素案)

**令和7（2025）年11月
岡山県**

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 基本目標	1
4 計画の期間	1
5 計画の見直し	1
6 基礎調査	1
第2章 本県の外国人を取り巻く状況	2
1 在留外国人の状況	2
2 外国人材等を取り巻く社会情勢	12
3 外国人材等の受入れにあたっての課題	14
第3章 計画の内容	15
I : 外国人材の活躍	16
1 外国人材の受入促進	16
(1) 外国人材の受入事業者への支援	16
(2) 留学生の就職支援	17
(3) 送り出し国・送り出し機関との連携強化	17
2 外国人材の定着支援	18
(1) 就業環境の整備	18
(2) 人材育成の支援	18
(3) 相談体制の整備	19
II : 外国人との共生	20
1 コミュニケーションの支援	20
(1) 日本語教育環境の整備	20
(2) 相談体制の充実	20
(3) 多言語での情報提供	21
2 安心・安全な生活環境の整備	22
(1) 医療・福祉	22
(2) 防災	22
(3) 防犯・交通安全	23
(4) 教育	23
3 地域社会への参加の促進	25
(1) 地域住民の意識醸成	25
(2) 地域住民との交流促進	25
III : 市町村・関係機関等との連携	26

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

人口減少による労働力不足等を背景に外国人労働者が増加しています。また、日本での就労やキャリアアップ等を希望し、将来の人材として期待される留学生も近年増加傾向にあります。こうした中、外国人労働者への不当な扱いや文化・言語の違い等による問題など様々な課題が存在しています。

このような背景を踏まえ、これから県の経済の維持及び発展に向けて、地域住民との共生の下に、外国人材等を積極的に受け入れ、外国人材等が安心して働き、生活し、及び活躍できる社会を実現するため、「岡山県外国人材等支援推進条例(以下「条例」という。)」が制定されました。この条例により、県では、県内で就労している、又は就労しようとする外国人及び当該外国人が家族として帯同している外国人並びに県内で就労しようとする留学生(以下「外国人材等」という。)への支援を総合的かつ計画的に推進するため、「岡山県外国人材等支援推進計画(以下「計画」という。)」を策定します。

またこの計画に基づき、県政推進の羅針盤である「第4次晴れの国おかやま生き活きプラン」の下で、同プランの関連プログラムを補完する実効性のある施策の展開を図ります。

2 計画の位置付け

条例第9条第1項の規定により策定するものです。

3 基本目標

外国人材等から魅力ある働き先として選ばれる県へ

4 計画の期間

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度の5年間

5 計画の見直し

今後の社会経済情勢の変化や国の施策の動向などに応じ、新たに盛り込むべき事項等を検討の上、適宜見直しを行うこととします。

6 基礎調査

本計画の策定にあたり、令和7(2025)年5月～8月の間、以下の調査を実施しました。

- ・県内企業等の外国人材等雇用実態調査
- ・在住外国人生活状況調査
- ・留学生の進路等に関する意識調査

第2章 本県の外国人を取り巻く状況

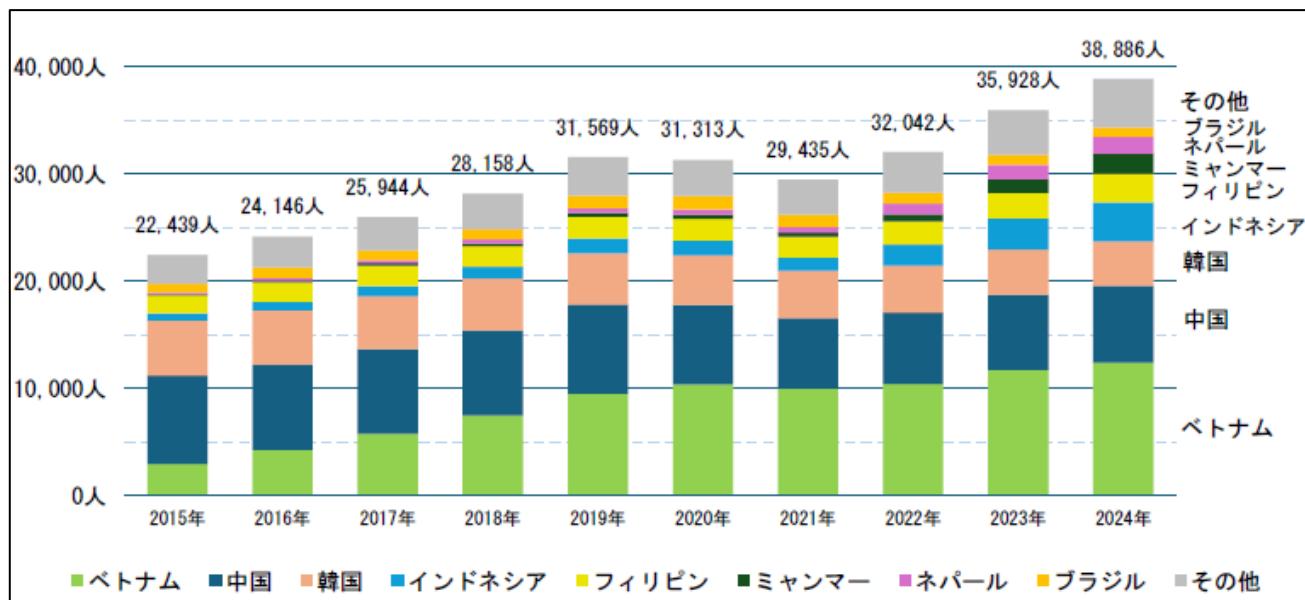
1 在留外国人の状況

(1) 概要（出典：法務省「在留外国人統計」）

○県内の在留外国人数は、令和6(2024)年12月末時点で38,886人であり、前年(2023年)の12月末に比べ2,958人増加し、過去最高となりました。

○国籍別では、ベトナムが令和元(2019)年以降、中国を抜き最多となっています。そのほか、インドネシア、フィリピン、ミャンマー、ネパールなどの国が増加傾向にあります。

【図表1：本県の在留外国人数の推移】



(2) 国籍・地域別の在留外国人数の推移（出典：法務省「在留外国人統計」）

○ベトナムは増加傾向が続き、令和元(2019)年以降、最多の在留者数を維持しています。

令和6(2024)年12月末時点で12,385人と、全体の約31.8%を占めています。

○中国は令和2(2020)年以降、減少傾向です。令和6(2024)年12月末時点では7,160人とベトナムに次いで2番目に多いものの、全体の約18.4%に留まっています。

○インドネシアは令和4(2022)年以降、増加傾向が著しくなっています。令和6(2024)年12月末時点では3,677人でした。

○ヨーロッパ、北米、南米、アフリカ、オセアニア地域からの在留外国人数は、アジア諸国と比べて少なくなっています。ブラジルは令和6(2024)年12月末時点では893人

人で、南米で最も多いですが、令和3(2021)年以降は減少が続いています。

【図表2：本県の国籍・地域別 在留外国人数の推移（単位：人）】

国・地域 年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	対前 年末 増減
総 数	31,569	31,313	29,435	32,042	35,928	38,886	2,958
アジア(2024年:27か国)	29,032	28,768	27,001	29,565	33,466	36,465	2,999
アフガニスタン	23	20	22	45	40	37	-3
イラン	7	10	9	11	14	15	1
インド	140	130	134	154	152	174	22
インドネシア	1,378	1,398	1,218	1,949	2,871	3,677	806
韓国	4,796	4,610	4,447	4,378	4,227	4,145	-82
(朝鮮)	341	343	341	328	308	293	-15
カンボジア	416	378	303	379	462	522	60
シリア	8	10	9	6	7	15	8
シンガポール	10	5	5	7	6	7	1
スリランカ	150	151	174	239	268	377	109
タイ	425	395	330	380	432	462	30
台湾	260	185	178	185	211	217	6
中国	8,303	7,406	6,567	6,664	7,018	7,160	142
トルコ	30	30	29	29	31	32	1
ネパール	444	483	523	1,011	1,341	1,580	239
パキスタン	162	169	146	192	221	262	41
バングラデシュ	117	106	100	195	269	346	77
フィリピン	2,052	2,021	1,956	2,150	2,415	2,641	226
ベトナム	9,489	10,368	9,964	10,411	11,695	12,385	690
マレーシア	99	90	80	85	91	94	3
ミャンマー	330	394	393	679	1,271	1,859	588
モンゴル	26	34	34	43	47	67	20
ヨルダン	5	7	6	6	6	6	0
ラオス	9	10	17	22	55	85	30
その他(2024年:3か国)	12	15	16	17	8	7	-1

国・地域 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	対前 年末 増減
ヨーロッパ (2024 年:33 か国)	409	371	362	437	472	491	19
アイルランド	8	8	6	7	9	10	1
イタリア	27	26	30	26	30	34	4
ウクライナ	11	9	10	21	21	17	-4
ウズベキスタン	6	5	3	6	9	11	2
英国	120	110	108	115	120	129	9
オーストリア	4	4	4	4	5	8	3
オランダ	6	5	6	12	15	19	4
スイス	5	5	7	9	8	9	1
スウェーデン	5	5	5	7	10	8	-2
スペイン	8	7	11	7	7	13	6
デンマーク	4	3	2	2	2	6	4
ドイツ	34	21	15	37	34	36	2
フランス	46	42	42	58	64	56	-8
ポーランド	13	9	8	11	14	15	1
ポルトガル	1	1	4	5	5	6	1
ルーマニア	12	13	11	11	13	11	-2
ロシア	58	59	53	53	59	63	4
その他 (2024 年:16 か国)	41	39	37	46	47	40	-7
アフリカ (2024 年:26 か国)	117	112	128	154	162	177	15
エジプト	36	26	25	26	24	15	-9
エチオピア	2	1	3	4	4	8	4
ガーナ	14	18	18	23	26	25	-1
カメルーン	2	1	2	1	5	6	1
ケニア	18	15	15	19	18	17	-1
ジンバブエ	3	1	3	2	2	9	7
チュニジア	7	7	7	8	9	12	3
ナイジェリア	9	11	14	21	26	24	-2
マリ	1	1	2	7	8	19	11
南アフリカ共和国	5	7	9	9	6	11	5
その他 (2024 年:16 か国)	20	24	30	34	34	31	-3

国・地域 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	対前 年末 増減
北米(2024 年:13 か国)	525	497	489	553	543	547	4
カナダ	72	81	79	85	83	85	2
ジャマイカ	17	14	11	12	7	6	-1
ドミニカ	1	2	2	2	0	6	6
米国	408	369	370	425	425	414	-11
メキシコ	16	17	16	18	18	22	4
その他 (2024 年:8 か国)	11	14	11	11	10	14	4
南米(2024 年:9 か国)	1,379	1,459	1,353	1,223	1,171	1,088	-83
アルゼンチン	7	8	10	10	12	10	-2
エクアドル	5	5	5	5	5	6	1
チリ	5	6	5	5	7	7	0
パラグアイ	9	10	9	6	7	7	0
ブラジル	1,194	1,270	1,159	1,026	962	893	-69
ベネズエラ	1	5	8	10	12	10	-2
ペルー	136	131	133	135	140	129	-11
ボリビア	20	21	21	21	21	21	0
その他 (2024 年:1 か国)	2	3	3	5	5	5	0
オセアニア(2024 年:4 か国)	105	104	100	108	112	116	4
オーストラリア	75	76	70	77	71	80	9
ニュージーランド	22	24	26	26	37	33	-4
その他 (2024 年:2 か国)	8	4	4	5	4	3	-1
無国籍	2	2	2	2	2	2	0

※在留人数 5 人以下の国・地域はその他としている。

(令和 6(2024) 年 12 月末 在留外国人数 1 人以上の国・地域数 : 112)

(3) 在留資格別の在留外国人数の推移 (出典: 法務省「在留外国人統計」)

○特定技能は、令和元(2019)年 12 月末時点の 16 人から令和 6 (2024) 年 12 月末時点では 4,644 人に大幅に増加しています。

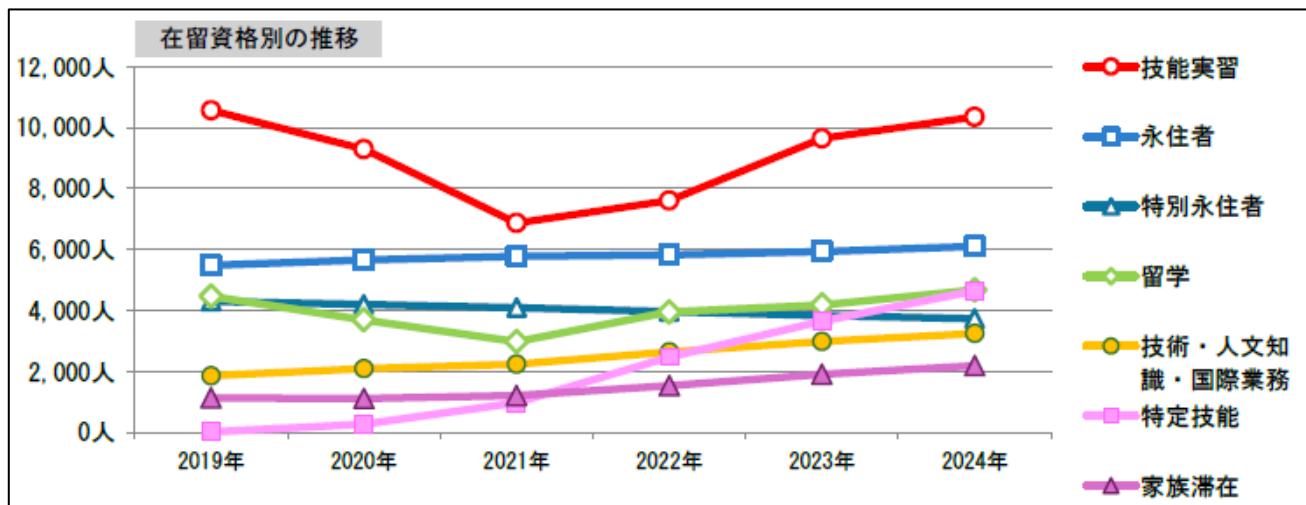
○家族滞在は、令和元(2019)年 12 月末時点の 1,127 人から令和 6 (2024) 年 12 月末時点では 2,187 人に増加しています。

○技能実習は変動が大きく、社会情勢の影響を受けやすいことが伺えます。令和元(2019)年12月から令和3(2021)年までは減少していますが、それ以降は増加に転じています。令和6(2024)年12月末時点では10,350人で、前年末から709人増加しています。

【図表3：本県の在留資格別 在留外国人数の推移（単位：人）】

区分	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	対前年末 増減
教授		74	70	68	76	71	72	1
芸術		1	1	2	2	2	1	-1
宗教		16	16	15	17	16	11	-5
報道								
高度専門職1号イ		7	10	10	15	13	11	-2
高度専門職1号ロ		14	16	19	20	23	21	-2
高度専門職1号ハ				2	3	4	4	0
高度専門職2号			1	3	5	7	7	0
経営・管理		133	131	134	150	184	219	35
法律・会計業務								
医療		16	13	19	15	15	12	-3
研究		3	3	2	3	4	4	0
教育		173	159	170	173	181	184	3
技術・人文知識・国際業務		1,860	2,087	2,237	2,638	2,980	3,243	263
企業内転勤		110	81	47	82	119	152	33
介護		4	22	44	70	100	133	33
興行		71	46	27	59	53	36	-17
技能		228	219	208	247	257	282	25
特定技能		16	264	971	2,470	3,646	4,644	998
(特定技能1号)		16	264	971	2,470	3,643	4,616	973
(特定技能2号)						3	28	25

年 区分	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	対前年末 増減
技能実習	10,564	9,292	6,867	7,607	9,641	10,350	709
(技能実習 1 号イ)	206	19	10	151	53	52	-1
(技能実習 1 号ロ)	3,965	1,564	595	3,360	3,989	2,803	-1,186
(技能実習 2 号イ)	245	271	142	17	133	153	20
(技能実習 2 号ロ)	5,335	6,364	4,896	2,011	3,507	6,351	2,844
(技能実習 3 号イ)	21	31	38	77	51	10	-41
(技能実習 3 号ロ)	792	1,043	1,186	1,991	1,908	981	-927
文化活動	38	39	21	40	40	41	1
留学	4,465	3,689	2,976	3,950	4,181	4,673	492
研修	13			12	7	11	4
家族滞在	1,127	1,111	1,213	1,529	1,905	2,187	282
特定活動	588	1,927	2,407	994	584	628	44
永住者	5,481	5,654	5,777	5,820	5,934	6,103	169
日本人の配偶者等	1,228	1,192	1,130	1,152	1,151	1,154	3
永住者の配偶者等	167	170	163	193	212	219	7
定住者	874	904	811	736	766	755	-11
特別永住者	4,298	4,196	4,092	3,964	3,832	3,729	-103
総 数	31,569	31,313	29,435	32,042	35,928	38,886	2,958



(4) 市町村別の在留外国人数（出典：岡山県「毎月流動人口統計調査」）

○人数では、令和6(2024)年12月末時点で、岡山市が16,997人で最も多く、倉敷市が8,656人、総社市が2,003人、津山市が1,371人と続きます。

○人口における在留外国人の割合では、令和6(2024)年12月末時点で、高梁市が3.74%（人口25,573人のうち在留外国人は957人）で最も高く、矢掛町が3.26%（人口12,535人のうち409人）、吉備中央町が3.08%（人口10,101人のうち311人）、総社市が2.90%（人口69,118人のうち2,003人）と続きます。

【図表4：市町村別在留外国人数（単位：人）】

市町村	人口 (※1)	在留 外国人数	在留 外国人 の割合 (※2)	国籍・地域別											対前年末 増減	
				ベトナム	中国	韓国	インドネシア	フィリピン	ミャンマー	ネパール	ブラジル	カンボジア	タイ	米国	その他	
岡山市	712,271	16,997	2.39%	4,267	4,211	2,050	1,195	918	976	765	232	173	252	192	1,766	1,097
倉敷市	466,629	8,656	1.86%	2,179	1,425	1,497	851	825	320	530	160	146	51	67	605	693
津山市	94,969	1,371	1.44%	591	157	107	83	137	52	18	38	14	15	20	139	120
玉野市	52,496	897	1.71%	380	108	47	131	88	16	23	44	3	8	8	41	103
笠岡市	42,687	989	2.32%	398	96	16	255	34	87	19	4	25	6	7	42	162
井原市	35,647	695	1.95%	305	98	7	68	65	21	19	12	58	2	7	33	17
総社市	69,118	2,003	2.90%	1,103	149	45	138	152	55	12	231	2	26	6	84	175
高梁市	25,573	957	3.74%	303	118	42	245	50	36	42	29	14	3	6	69	3
新見市	25,455	421	1.65%	175	73	29	45	22	31		1	7	7	6	25	37
備前市	29,520	868	2.94%	414	86	74	130	56	28	5	16	9	9	13	28	62
瀬戸内市	35,137	819	2.33%	256	77	68	174	44	57	49	2	14	8	18	52	105
赤磐市	41,148	654	1.59%	326	135	40	15	26	13	9	22	3	5	15	45	77
真庭市	39,201	477	1.22%	192	57	36	33	35	10	29	13		8	7	57	49
美作市	23,809	634	2.66%	363	88	17	24	28	36	21	8	1	11	5	32	42
浅口市	31,278	470	1.50%	201	73	12	51	21	16	9	1	39	23	1	23	64
和気町	12,585	357	2.84%	177	36	19	45	17	13	5	3	2	14	9	17	21
早島町	12,396	103	0.83%	22	13	7	20	24	3	2					12	3
里庄町	10,677	178	1.67%	74	20	2	45	14	3	3		2	6	3	6	30
矢掛町	12,535	409	3.26%	193	22	2	35	20	22	6	71			9	29	0
新庄村	705	16	2.27%	9	3				4							-2
鏡野町	11,314	170	1.50%	53	48	8	27	2	14	8	4		1	3	2	23

市町村	人口 (※1)	在留 外国人數	在留 外国人 の割合 (※2)	国籍・地域別												対前年末 増減
				ベトナム	中国	韓国	インドネシア	フィリピン	ミャンマー	ネパール	ブラジル	カンボジア	タイ	米国	その他	
勝央町	10,515	135	1.28%	79	15	3	9	8	4		2		3	3	9	19
奈義町	5,256	80	1.52%	39	7	5		15	10				1	1	3	13
西粟倉村	1,297	8	0.62%		1			1					1	1	4	0
久米南町	4,112	48	1.17%	30	5	2	2	2	4					1	2	10
美咲町	11,773	163	1.38%	104	12	4	10	12	2				2	1	16	-5
吉備中央町	10,101	311	3.08%	152	27	6	46	25	26	6		10	1	5	7	40
	1,828,204	38,886	2.13%	12,385	7,160	4,145	3,677	2,641	1,859	1,580	893	522	462	414	3,148	2,958

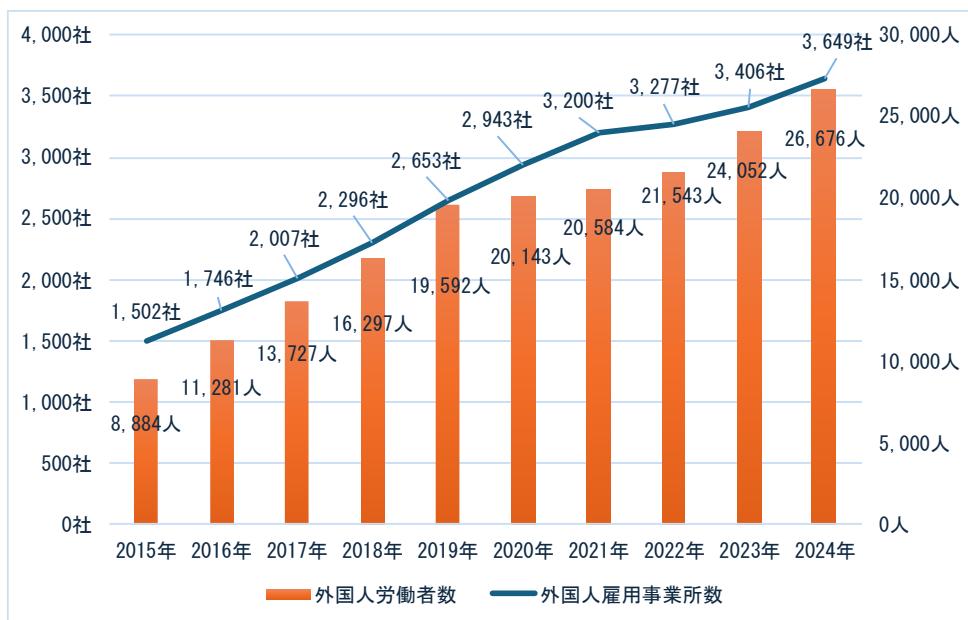
(※1) 岡山県「毎月流動人口統計調査」（令和7(2025)年1月1日時点）

(※2) (※1)の数値を元に算出した割合

(5) 外国人雇用状況（出典：岡山労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ）

○県内の外国人労働者数と外国人雇用事業所数について、過去10年間で労働者は約3倍、事業所は約2.4倍に増加しています。令和6(2024)年10月時点で、外国人労働者26,676人、事業所3,649社といずれも過去最高を更新しています。

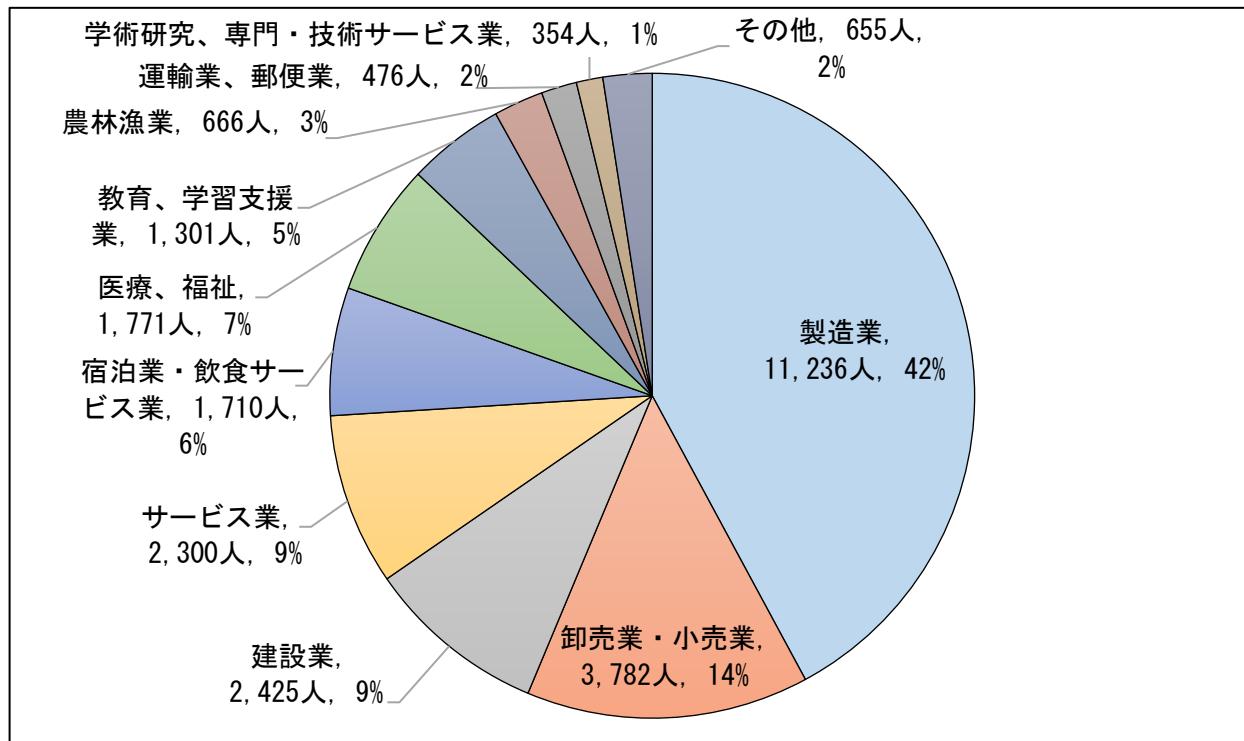
【図表5：県内の外国人労働者数と外国人雇用事業所数の推移】



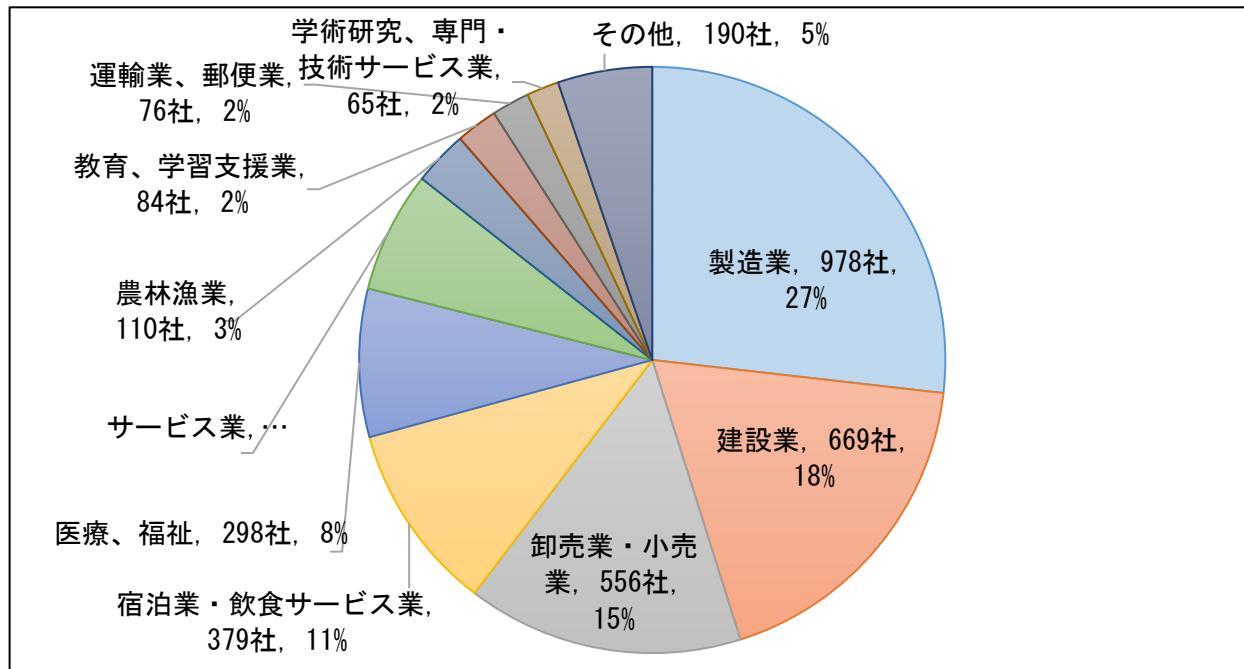
○産業別では、製造業が最も多く11,236人で、全体の42%を占めています。卸売・小売業(3,782人／14%)、建設業(2,425人／9%)、サービス業(2,300人／9%)と続きます。事業所数でも製造業が最も多く978社で、全体の27%を占めています。建設

業（669社／18%）、卸売・小売業（556人／15%）、宿泊・飲食サービス業（379社／11%）と続きます。

【図表6：産業別外国人労働者数の状況】



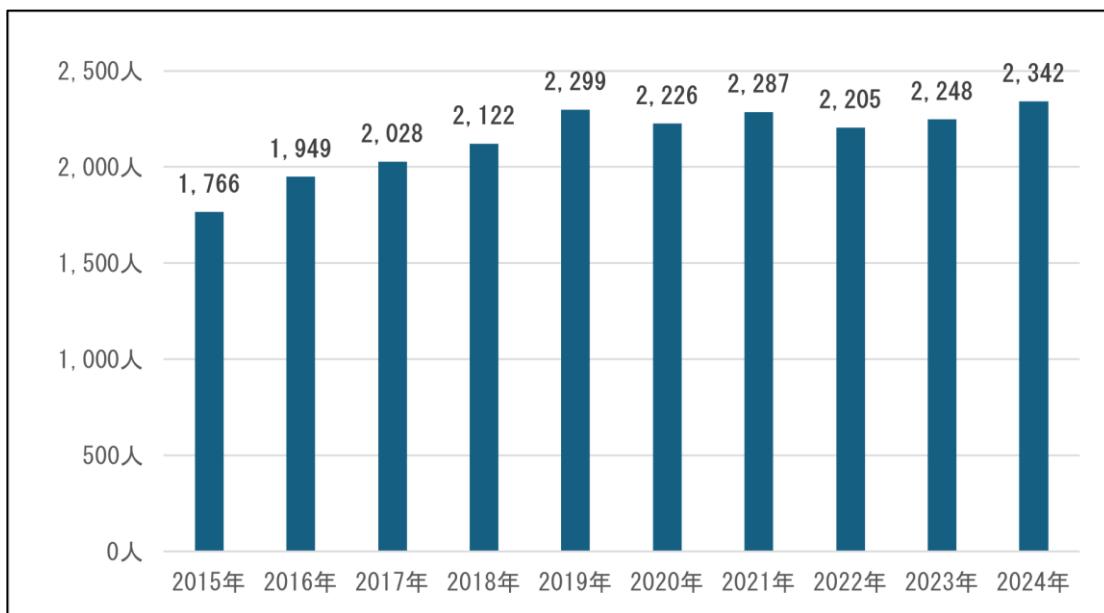
【図表7：産業別外国人雇用事業所数の状況】



(6) 県内大学等の外国人留学生の推移（出典：岡山県留学生交流推進協議会による調査結果）

○大学、短大、高等専門学校に在籍する留学生は、過去 10 年間、増加傾向で、令和 6 (2024) 年度は 2,342 人となっています。

【図表 8：県内の外国人留学生数の推移（単位：人）】



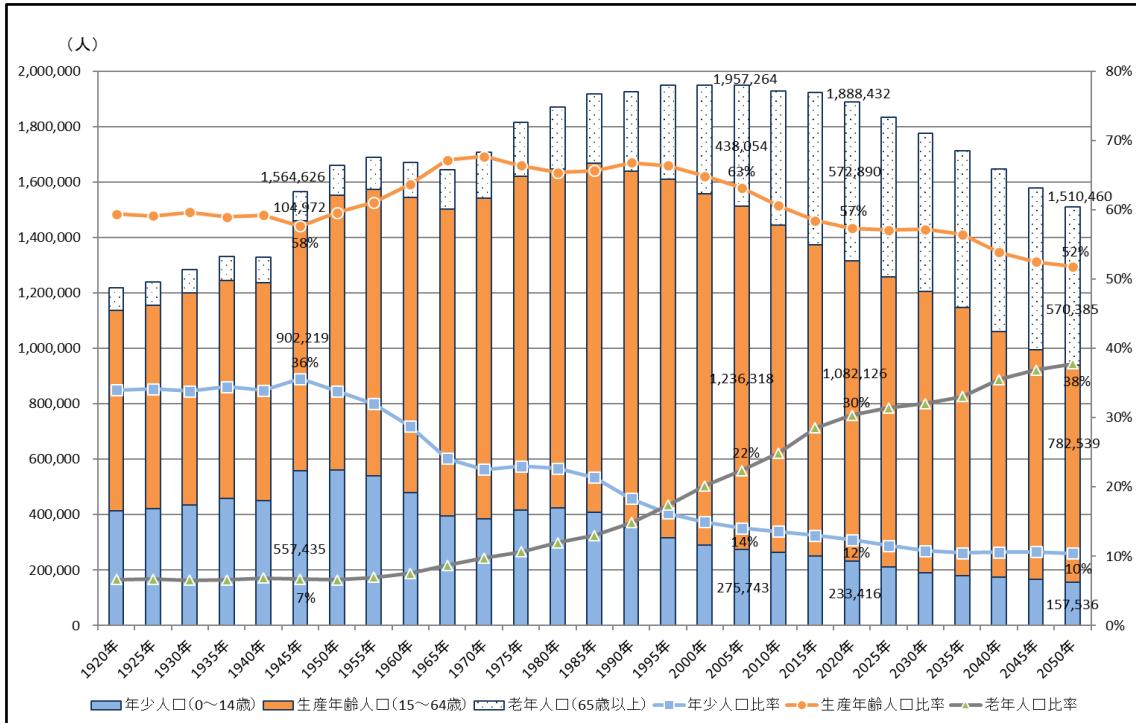
2 外国人材等を取り巻く社会情勢

○生産年齢人口の減少

我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（以下「令和5（2023）年推計」という。）等によると、総人口は、令和32（2050）年には1億469万人まで減少するとされています。

本県の人口は、平成17（2005）年の196万人をピークに減少が続いている。将来人口は、社人研の令和5（2023）年推計によると、令和32（2050）年には151万人まで減少するとされています。このうち、15歳から64歳までの生産年齢人口については、令和2（2020）年の108万人と比べて30万人減少し、令和32（2050）年には78万人まで減少するとされており、労働力の確保に懸念が生じています。

【図表9：岡山県の人口推移（1920～2050年）（単位：人）】



※令和2（2020）年までは総務省統計局「国勢調査」、令和7（2025）年以降は社人研の令和5（2023）年推計より作成。

※人口総数は、国勢調査時の年齢「不詳」を含んでいるため、年齢構成別人口の合計と合致しないことがある。構成比は、四捨五入処理しているため、合計は100%にならないことがある。

○外国人材の増加と国内移動の活発化

令和6（2024）年3月、特定技能制度の対象分野に「自動車運送業」「鉄道」「林業」「木材産業」の4分野が新たに追加され、計16分野に対象が拡大しました。また、同年6月、現行の技能実習に代わる新しい在留資格「育成就労」の創設などを柱とした「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。こうしたことから、今後は人材確保が困難な状況にある産業分野における外国人材の活用が期待されるほか、外国人労働者の更なる増加や転職等による国内移動が活発化することが予想されます。

○国際的な人材獲得競争の激化

多くの先進国では少子化、高齢化が進行しており、国内の労働力が減少しています。これにより、企業や政府は海外から優秀な人材を引き入れる必要性が高まっています。ビジネスのグローバル化が進むにつれて多様な文化背景を持った人材が必要となっており、特にダイバーシティ（多様性）が組織の強みとして認識されるようになったことで、異なるバックグラウンドを持つ人材を採用することが求められています。アジア諸国が経済的に成長し、産業構造が変化していることで、それらの国々も優秀な人材を自国に呼び戻す動きがあります。これにより、人材獲得競争が更に激しくなることが予想されます。

○日本語教育推進の法整備と体制強化

日本語教育に関する施策を推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現などを目的として、令和元(2019)年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、その中で、地方公共団体は日本語教育の推進に関し、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するとされました。加えて、令和6(2024)年4月には「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が施行され、国による日本語教育機関の認定や、認定日本語教育機関における日本語教員資格が創設されるなど、国と地方公共団体や関係機関が連携し、日本語教育の推進に取り組む体制整備が求められています。

○外国人の人権保護と秩序ある共生社会の推進

外国人に対する人権侵害や治安上の問題等が発生しないよう、関係機関が連携して適切に対応することが求められています。また、外国人による刑法犯の検挙人員は、平成17(2005)年の14,786人をピークに減少傾向にありましたが、令和5(2023)年は前年より増加し、9,726人でした。こうした中、国は、令和7(2025)年7月に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を発足させ、日本における外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、省庁の枠を超えて連携し、在留外国人による犯罪や問題への対応強化に取り組むとしています。

○多文化共生社会の実現に向けた全国知事会の動き

外国人や外国人関連施策を巡っては、SNS等で誤った情報の拡散が相次ぎ、差別助長や排他主義、排外主義につながることが懸念されています。このような中、令和7(2025)年7月に青森県で開催された全国知事会議では、各知事が「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す」との姿勢を強調した内容が盛り込まれた「青森宣言」が採択されました。また、同月30日には、全国知事会の「外国人の受入と多文化共生社会実現プロジェクトチーム」が、地方で深刻化する人材不足の解消に向け、国が主体となって外国人受入れの環境整備へ制度設計を進めることなどを要望する提言を政府に提出しました。

3 外国人材等の受入れにあたっての課題

○言葉の壁

行政サービスや医療機関での多言語対応は十分とは言えず、日常生活において、外国人材等にとって必要な情報へのアクセスが制限されている場合があり、加えて、特に地方では通訳や翻訳のサポートが不足しています。企業等においては、業務の効率性や安全性の低下につながります。製造業や農業など、現場での意思疎通が重要な業種では、より深刻な問題となります。また、外国人労働者からの相談や報告が適切に行われないことで、問題の早期発見や解決が遅れる可能性もあります。

○文化・習慣の違いによる摩擦

言語、文化、宗教等の相違や、日本の雇用慣行等に関する知識の不足などにより、外国人材等と地域住民や日本人従業員との間で誤解や摩擦が生じ、様々なトラブルにつながる可能性があります。相互理解を深めるための交流機会の充実や、異文化理解教育の普及が重要です。

○行政手続の複雑さ

在留資格の取得や更新、社会保険への加入など、行政手続は複雑で、外国人にとって理解しづらくなっています。企業側にも手続に不慣れな場合が多く、手続の遅延やミスが発生する可能性があります。

○生活支援の不足

住居の確保、生活に必要な情報の提供、子どもの教育、医療アクセスなど、外国人材等が日本で安定した生活を送るための支援体制が十分に整っていません。地方自治体による支援策は存在するものの、周知不足や、利用手續が煩雑なケースも見られます。

○地方から大都市圏への流出

地方から大都市圏に流出すること等により大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないよう、地域経済の活性化に資する取組が重要です。

第3章 計画の内容

「外国人材等から魅力ある働き先として選ばれる県へ」という基本目標の下、外国人材等への支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な観点を以下のとおり整理し、方向性に沿った施策を展開していきます。

＜計画体系図＞

基本目標：外国人材等から魅力ある働き先として選ばれる県へ

I : 外国人材の活躍

- 1 外国人材の受入促進
 - (1) 外国人材の受入事業者への支援
 - (2) 留学生の就職支援
 - (3) 送り出し国・送り出し機関との連携強化
- 2 外国人材の定着支援
 - (1) 就業環境の整備
 - (2) 人材育成の支援
 - (3) 相談体制の整備

II : 外国人との共生

- 1 コミュニケーションの支援
 - (1) 日本語教育環境の整備
 - (2) 相談体制の充実
 - (3) 多言語での情報提供
- 2 安心・安全な生活環境の整備
 - (1) 医療・福祉
 - (2) 防災
 - (3) 防犯・交通安全
 - (4) 教育
- 3 地域社会への参加の促進
 - (1) 地域住民の意識醸成
 - (2) 地域住民との交流促進

III : 市町村・関係機関等との連携

<計画の内容>

I : 外国人材の活躍

今後、本県において、人材確保対策の一つとして外国人材の受入れを検討する企業等は増加していくと考えられます。また、多様な人材による組織の活性化や意識改革、外国人目線でのサービスの提供の促進などを図る目的で、外国人材の受入れを求める企業等もあります。こうした中、外国人材を一人の労働者ではなく、これからの中の本県の地域経済を支える「財産」であるという姿勢の下、県内企業等への外国人材の適正で円滑な受入れと、定着を推進するため、以下のとおり取り組みます。

1 外国人材の受入促進

外国人材の確保についての地域間獲得競争が国内外で更に激しくなることが予想される中、今後、本県が外国人材を安定的に受け入れられるよう、県内企業等における外国人材の受入れに係る支援や、県内大学等に通う留学生への県内就職に係る支援などを推進します。

(1) 外国人材の受入事業者への支援

【現状等】

県内の外国人労働者数と外国人雇用事業所数について、過去10年間で労働者は約3倍に、事業所は約2.4倍にいずれも増加しています。一方で、県内企業等の外国人材等雇用実態調査によると、外国人材の受入れに係る日本語のコミュニケーションや体制整備などの課題が挙げられています。

【主な取組】

○県内企業等に対し、外国人材の受入体制の整備や、手続、法制度の理解向上を進めるとともに、外国人材と企業等が相互理解を深め、人権や多様性を尊重する意識を醸成し、外国人材の適正で円滑な受入れを支援します。

○介護・福祉分野においては、外国人材の受入等を希望する事業所に対して、受入制度の説明や先行事例の紹介等を行うなど、外国人材の受入れを支援します。

○建設分野及び農林水産分野においては、外国人材の受入れを検討している事業者に対して、受入れに関する制度等の情報を周知するなど、外国人材の受入れを支援します。

○旅客・交通分野においては、県内のバス及びタクシー事業者等の慢性的な人材不足に対応するため、特定技能制度に基づく外国人運転者等の円滑な受入れと定着を支援し、持続可能な地域公共交通の運行体制の構築を推進します。

(2) 留学生の就職支援

【現状等】

本県の大学、短大、高等専門学校に在籍する留学生は、過去10年間、増加傾向で、令和6(2024)年度は2,342人となっています。留学生は、大学等の卒業・修了後は地域の産業を担う人材としての活躍が期待されますが、留学生の進路等に関する意識調査においては、日本で働きたいと思っている留学生のうち、県内県外どちらで働いてもいいと思っている留学生の割合が最も高くなっています。留学生の県内就職への意欲を高めることが必要です。

また、留学生の就職を積極的に推進することにより、産業のグローバル化に適切に対応するための足掛かりとしている県内企業もあります。

【主な取組】

○県内大学等に通う留学生が卒業後も魅力ある働き先として本県を選んでもらえるよう、留学生の就職活動への支援や県内企業等の認知度向上と相互理解の促進を図り、留学生の県内就職を推進します。

(3) 送り出し国・送り出し機関との連携強化

【現状等】

外国人材の確保に係る人材獲得競争が国内外において激化する中、本県が魅力ある働き先として、就労する外国人材に認知してもらい、数多くある候補地の中から選んでもらうことが必要です。そのためには、外国人材への情報発信や、円滑な受入れを進めることができるよう、送り出し国・送り出し機関や県内の関係機関・団体との連携強化が重要です。

【主な取組】

○県内の優良企業等の情報や、温暖で災害の少ない地域性、充実した交通網など、賃金だけでは計ることのできない、大都市圏にはない本県ならではの魅力を発信します。

○関係機関・団体と連携し、本県が外国人材から魅力ある働き先として選ばれるよう、意見交換や相互訪問など、送り出し国等との関係構築を進め、必要な連携を図ります。

2 外国人材の定着支援

令和9(2027)年4月に施行される新しい在留資格「育成就労」では、一定の条件下において本人の意向での転籍が可能となることから、県内企業等において時間をかけて育成した外国人材の、より賃金の高い大都市圏等への流出増加が懸念されます。また、定着に向けた取組を行った企業等の中には、組織の活性化や社員の意識改革につながった事例も多く見られます。今後、本県における外国人材の受入れ後の定着を一層進めるため、県内企業等での外国人材の就業環境の整備、人材育成の支援、相談体制の強化などに取り組みます。

(1) 就業環境の整備

【現状等】

全国的に、日本人との賃金格差や不十分な労務管理・安全衛生管理、ハラスメントなど、外国人材に関する就業環境の問題が報告されています。また、異なる文化背景を持つ人々との相互理解が不足している場合、職場で摩擦が生じることがあり、これらの問題は、生産性の低下や離職率の増加にもつながります。

【主な取組】

○事業主に対し、厚生労働大臣が定める「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」を周知し、適正な労働条件や安全衛生の確保を図るとともに、セミナーの開催や先進事例の紹介などにより、外国人材が働きやすい職場づくりに対する意識の醸成に努めるなど、外国人材が働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む企業等を支援します。

(2) 人材育成の支援

【現状等】

産業分野によっては業務を行う上で必要な資格等が存在し、当該資格等は外国人材にあっても取得が必要となります。また、職場での円滑な意思疎通や、スムーズなキャリアアップの実現には、一定の日本語能力が必要であり、外国人材が日本語を学ぶ機会は重要です。

【主な取組】

○各産業分野における必要な技能研修や資格等の取得、事業所内での日本語教育の実施など、外国人材の定着に向けた企業等の取組を支援します。

○介護・福祉分野においては、修学資金の貸付や介護の技能向上研修、専門用語の学習支援等を行うとともに、受入事業所の日本人職員の不安解消や、外国人職員へのサポートの充実を図るなど、外国人材が安心して働き続けられる環境づくりを支援します。

○旅客・交通分野においては、県内のバス及びタクシー事業者の慢性的な人材不足に対応するため、特定技能制度に基づく外国人運転者等の円滑な受入れと定着を支援し、持続可能な地域公共交通の運行体制の構築を推進します。(再掲)

(3) 相談体制の整備

【現状等】

県内企業等の外国人材等雇用実態調査において、外国人材の受入れを検討、あるいは受け入れている県内企業等から行政に求める支援として、専門家に外国人材の受入れに係る相談を行える窓口の設置が挙がっています。また、外国人材の日本語能力が不十分で、日本の雇用慣行や労働法規の知識に乏しい場合、適正な雇用条件が確保されないおそれがあります。

【主な取組】

○県内企業等を対象とした外国人材に係る相談体制を整備するとともに、国との連携を深め、外国人材等を対象とした就職、転職に係る相談体制を強化し、これらの窓口の周知に努めます。

Ⅱ：外国人との共生

在住外国人が地域で生活していく上で、生活習慣や文化、言語の違いに起因する様々な課題が存在しています。こうした課題を解消し、在住外国人が地域で安心して生活し、地域社会に溶け込むためには、在住外国人と地域住民とのコミュニケーションの促進が重要であるほか、誰もが暮らしやすい生活環境の整備や地域住民と在住外国人双方の共生意識の醸成が必要です。これから地域社会を共につくる一員として、外国人を含むすべての人が住みやすい多文化共生社会の実現するため、以下のこと取り組みます。

1 コミュニケーションの支援

コミュニケーション支援の中核となる日本語学習環境の整備をはじめ、在住外国人の生活に関する様々な相談に一元的に対応できる相談体制の充実や多言語で様々な生活情報等の提供により、在住外国人に対するコミュニケーションの支援を推進します。

（1）日本語教育環境の整備

【現状等】

県内の外国人労働者の増加に伴い、家族帯同として来日する外国人も増加しています。在住外国人生活状況調査によると、在住外国人の約半数は日常会話レベルの日本語が話せないと回答があり、特に帯同家族は、日本語を十分習得できないまま来日するケースも多く、日常生活に支障を来したり、日本に馴染めず孤立したりする一因となっています。このように、日本語を十分に理解できない在住外国人が日本語を学ぶ機会を確保することが課題となっています。

【主な取組】

○日本語が十分に理解できない在住外国人に対し、市町村や関係機関と連携しながら、様々な方法により日本語を学習できる機会を充実させるほか、県内の日本語教育に関わるボランティア等の人材育成や教室運営の支援等を通じて、県内の日本語教育体制の底上げを図り、県内の日本語教育環境の整備を推進します。

（2）相談体制の充実

【現状等】

在住外国人が日常生活で抱えている様々な困りごとについて、適切な相談窓口が分からない、日本語に自信がなく相談できないといった状況があることを踏まえ、日常生活に関する様々な相談に多言語で一元的に対応できる「岡山県外国人相談センター」を平成31(2019)年4月に開設しました。しかし、仕事の都合等で開設時間内に相談できないといった声もあることから、相談窓口の更なる利便性向上が求められています。

【主な取組】

○在住外国人の日本語学習、雇用、労働、教育、子育て、防犯、防災、病気など、生活に関する様々な相談に一元的に対応できる相談体制の充実を図るとともに、在住外国人のニーズ等を踏まえ、デジタル技術等も活用しながら、相談窓口の利便性向上のための取組を推進します。

(3) 多言語での情報提供

【現状等】

在住外国人に、生活に関する様々な情報や、日本でのルールやマナーに関する情報、各種イベント情報など、必要な情報を届けることは、在住外国人が本県で安心して生活し、地域に溶け込むために重要です。在住外国人生活状況調査によると、在住外国人は、日本語の情報よりも英語や母国語の情報に接している割合が高いことが分かつており、多言語で必要な情報を確実に届けることが求められています。

【主な取組】

○生活に関する様々な情報や日本で生活する上でのルールやマナーなどの情報について、多言語でSNS等により提供するほか、在住外国人のための様々な支援情報について、マスメディアを活用するなど、認知度向上のため効果的な周知広報に努めます。

2 安心・安全な生活環境の整備

外国人材の地域への定着を促進するため、本人のみならず子どもを含めた帯同家族等を対象に、医療や福祉を利用する際の支援や災害発生を想定した平時からの備え、防犯や交通安全といった身近な危険に対する意識啓発や外国ルーツの子どもに対する支援など、安心・安全な生活環境の整備を推進します。

(1) 医療・福祉

【現状等】

在住外国人が病気や怪我で医療機関を受診したい場合に、どの診療科が適切か、多言語で対応可能な医療機関かどうかなど、どの病院に行けばいいか分からぬといつた声があります。また長期的に本県で生活する外国人が増える中で、様々な福祉制度についても周知を図る必要性が高まっています。

【主な取組】

- 在住外国人が自身の症状に適した診療科や受診方法を理解し、安心して医療機関を受診できるよう、医療機関情報の周知を行うとともに、医療機関における円滑な外国人患者の受入れに向けた助言等に努めます。
- 在住外国人に福祉サービス制度の周知を図るとともに、外国人も含め、すべての人々が地域の多様な主体として支え合う包括的な支援体制の充実に努めます。
- 生活に関する様々な情報や日本で生活する上でのルールやマナーなどの情報について、多言語でSNS等により提供するほか、在住外国人のための様々な支援情報について、マスメディアを活用するなど、認知度向上のため効果的な周知広報に努めます。(再掲)

(2) 防災

【現状等】

幼少期から避難訓練などで防災知識を身に付けている日本人と違い、外国人は、地震など自国で発生しない災害の知識に乏しい場合があり、在住外国人生活状況調査においても、日本人と比較して災害への備えが不十分であることが分かっています。実際の災害発生時に、在住外国人が被害に遭わないよう、各種災害情報の多言語での発信や平時からの災害への備えが重要となっています。

【主な取組】

- 平時から在住外国人に対する防災知識の普及に努めるほか、気象情報や避難情報など、災害発生時に必要となる情報については、ポータルサイト等において多言語での提供を推進します。

○防災情報の多言語化や災害時に外国人支援に取り組むボランティアの養成等を推進するとともに、岡山国際交流センターを災害時の外国人支援拠点として活用するための体制整備に取り組みます。

(3) 防犯・交通安全

【現状等】

在住外国人が安心して生活するには、防犯や交通安全といった身近な危険に関する知識を身に付けることが重要であり、犯罪被害を未然に防ぐための注意点や交通ルールに関する一層の普及啓発が必要です。また、在住外国人生活状況調査では、約15%が買い物や契約に関するトラブルを経験しており、こうした消費者被害を防ぐための啓発や、実際に問題が生じた際の支援が求められています。

【主な取組】

○多言語による防犯・交通ルール等の情報発信や、防犯・交通安全教室等の各種活動を通じ、在住外国人の犯罪被害防止や交通ルールの周知を図り、犯罪被害や事故の未然防止に努めます。

○消費者トラブルに関する多言語での情報提供や消費生活相談への対応など、在住外国人が安心して生活できる環境づくりを進めます。

○生活に関する様々な情報や日本で生活する上でのルールやマナーなどの情報について、多言語でSNS等により提供するほか、在住外国人のための様々な支援情報について、マスメディアを活用するなど、認知度向上のため効果的な周知広報に努めます。(再掲)

(4) 教育

【現状等】

日本語が十分に理解できない外国ルーツの子どもの数は年々増加しており、そうした児童生徒が在籍する学校においては、特別な対応が求められるなど、現場の負担となっている状況があります。また、日本語が十分に理解できない外国ルーツの子どもは、高校に進学することが難しい状況にあり、在住外国人生活状況調査においても、子どもに関する困りごとについて、進路のことや受験のことが上位に挙がっており、対応が求められています。

【主な取組】

○日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校において、当該児童生徒が学校生活に円滑に適応し、学習することができるよう、日本語指導に係る加配教員を配置した

り、市町村教委や学校のニーズに応じた研修の充実を図ったりするなど、日本語指導が必要な児童生徒に対して支援を行います。また、県立高校の入試における特別な配慮や、入学後の支援の充実に努めます。

- 学校や民間団体等関係機関と連携しながら、日本語が十分に理解できない外国ルーツの子どもに対する学校外での日本語教育環境の充実を図ります。

3 地域社会への参加の促進

在住外国人を受け入れる地域住民の不安を払拭し、相互理解を促進するため、様々な交流機会の創出等により地域住民の意識醸成を図ります。また、地域住民との交流を促進するため、やさしい日本語の普及や在住外国人の活躍の場を広げる取組を推進します。

(1) 地域住民の意識醸成

【現状等】

地域で生活する在住外国人が増加する中、習慣・文化の違いや地域住民と外国人のコミュニケーション不足等により、日常生活における様々なトラブルの発生が懸念されています。こうした不安を払拭し、地域での共生を促進するため、日本人と外国人の相互理解の促進や、地域での交流機会の創出などにより、地域住民の意識醸成を図ることが重要となっています。

【主な取組】

- 地域住民と在住外国人とのパイプ役となる人材の育成を進めるほか、双方共に参加できる各種研修会や交流イベントの開催により、外国人との共生に向けた意識の醸成を図ります。

(2) 地域住民との交流促進

【現状等】

地域住民と在住外国人との交流を促進するためには、言葉の壁を越えて活発なコミュニケーションを行うことが重要となっています。また、中山間地域等においては、人口減少や高齢化等により、様々な活動の担い手が減少しています。そのため、地域住民と在住外国人が協力し、互いに支え合う地域づくりの推進に取り組むことが求められています。

【主な取組】

- 地域住民と在住外国人の交流促進に向け、外国人にも伝わりやすいやさしい日本語の普及など、コミュニケーション支援を推進するとともに、地域の課題解決に在住外国人の参加を促すなど、地域での在住外国人の活躍の場の拡大に向けた支援に取り組みます。

Ⅲ：市町村・関係機関等との連携

外国人材等への支援を効果的に推進するためには、国・県・市町村、経済団体、企業、教育機関、監理団体や外国人支援を行う民間団体など、様々な主体が連携して取り組むことが重要であることから、関係機関との連携強化や外国人との共生を推進するための支援に取り組みます。

【主な取組】

- 経済団体や監理団体との連携を強化し、外国人材の受入れや定着に向けた取組を支援します。
- 市町村や関係機関による連絡会議の開催等により、連携強化を図るとともに、市町村や関係機関が実施する外国人との共生に向けた取組を支援します。
- 公民館等の社会教育施設を活用し、外国人を対象とした学習機会の提供や地域住民等との交流の機会が創出されるよう、市町村教育委員会や関係機関を支援します。